

秋田市告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月29日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起点 終点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道 (40819)	旧	相染大谷地9号線	秋田市土崎港相染町字大谷地33番17地先 秋田市土崎港相染町字大谷地32番4番地先	74.80	6.00
	新	相染大谷地9号線	秋田市土崎港相染町字大谷地33番17地先 秋田市土崎港相染町字大谷地32番10地先	86.00	6.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和5年11月29日

3 縦覧期間

令和5年11月29日から同年12月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで